

審議会等の会議結果報告書

【担当課】 こども課

会 議 の 名 称	令和 7 年度茅野市要保護児童対策地域協議会代表者会議		
開 催 日 時	令和 7 年 8 月 2 5 日（月） 午後 1 時 2 5 分～午後 3 時 2 4 分		
開 催 場 所	茅野市役所 8 階 大ホール		
出 席 者	＜代表者会議委員＞ 1 7 人 ＜庁内（事務局）＞ 2 2 人		
欠 席 者	委員 4 人、事務局 1 人		
公開・非公開 の 別	公開・非公開	傍聴者の数	2 人（新聞社記者）
議題及び会議結果			
発言者	協議内容・発言内容（概要）		
	1 開会 2 市長あいさつ 3 自己紹介 4 会議事項 （1）茅野市審議会等の会議の公開について （2）茅野市要保護児童対策地域協議会について （3）令和 6 年度茅野市の相談状況について （4）令和 6 年度茅野市の進行管理実績等について （5）令和 7 年度要対協における多種多様な事例について （6）諏訪児童相談所から （7）各関係機関の現状と課題の報告 （8）その他 5 総括 6 閉会 議事録		
こども課長	1 開会 次第に沿って進めます。		
市長	2 市長あいさつ 要保護児童対策地域協議会は、児童虐待対応を的確に行う重要な役割を担っている。茅野市では、こども家庭センター「育ちあいちの」に要保護児童対策地域協議会の事務局機能を持たせている。 本日の「代表者会議」は、児童虐待対応を担う、地域の中の様々な関係機関の代表者が参集し、児童虐待対応、その他相談業務の現状の共有を図り、関係		

	機関同士の連携や協力体制を確認することを目的に、年 1 回開催している会議となる。 専門職がチームを組み、幼少期からの早期支援に取り組んでいるが、関係機関との連携は必須である。 今後も茅野市の支援体制をご理解いただき、更なる連携協力をお願いしたい。
こども課長	3 自己紹介 机上の委員名簿をもって自己紹介にかえる。 本会議の座長については、茅野市要保護児童地域対策協議会運営要綱第4条第2号の規定に基づき、こども部長を充てる。
座長 こども部長	4 会議事項 同要綱第4条第3項の規定に基づき、座長の職務代理者として健康福祉部長を指名する。
こども課長	(1) 茅野市審議会等の会議の公開について 茅野市では、審議会等の審議の状況等を、市民に明らかにし、透明性の向上を図ることにより、公正で開かれた市政を実現するため、要綱を定めて、審議会等の公開及び会議録の公開を実施している。会議は原則として公開することになっているが、審議をいただく内容によっては非公開とする場合がある。本日の会議事項においては非公開情報が含まれている事項があり、会議事項の (4) までを公開とし、会議事項 (5) からは非公開としてよろしいか。 また、会議録の公開につきましては、委員の個人名は表記せず、委員という表記をさせていただき、公開できる部分のみ市ホームページにて公開してよろしいか。→異議なし
座長	本日の案件につきましては、一部非公開。また、議事録の公開については、委員の氏名を伏して行う。
事務局	(2) 茅野市要保護児童対策地域協議会について 茅野市では、平成 25 年度に茅野市要対協運営要綱を施行した。要対協は、虐待を受けている子どもや支援を必要とする児童の早期発見や、その子どもや家庭を適切に支援することを目的に、関係機関が、その子どもに関する情報を共有し適切な連携のもとで対応することが求められている。情報共有につきましては、守秘義務が課せられている。 要対協の組織として、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議、会議の 3 層構造を作っている。代表者会議は、関係機関の代表者や代表者から推薦を受けたもので構成をし、茅野市では年 1 回開催している。実務者会議は関係機関の実務者で構成をし、要保護児童等に対する援助について協議並びに、関係機関による定期的な情報交換を行っている。個別ケース検討会議は、ケース

	に関わりを持っている担当者ですとか、今後の関わりを持つ可能性がある関係機関の方だけによる関係者会議と、その関係者会議にそのケースの家族や子ども本人が参加する支援会議の２種類がある。どちらの会議も、子どもと家庭の直近の状況を共有して、課題整理や、支援策等を具体的に検討していく会議になっている。 児童虐待対応について、児童福祉法では、要保護児童を発見したものは、これを児童相談所や市町村に通告することが示されている。市町村、児童相談所どちらにおいても、虐待の相談や通告を受けた場合は、子どもの安全確認とともに、受理会議を行い、ケースについて事実確認を整理するための調査を実施し、アセスメントをもとにケース検討会議を開催し、支援方針を作成しながら、支援を行っている。
座長	質問等あるか。→なし
事務局	(3) 令和6年度茅野市の相談状況について 資料（令和6年度相談状況）に基づき説明 ・こども課としては5,406件の相談対応を行った。こども家庭センター全体では6,944件の相談対応を行った。 ①内容別相談件数 ・新規取扱延べ件数は707件となり、R5年度とほぼ同数になった。 ・R5年度とR6年度を比較すると、児童虐待が増加した。 ・新規および継続ケースの取扱延べ件数は、R5年度と比較して584件増加した。 ・区別では、児童虐待が398件増加した。 ②形態別相談件数 ・R6年度の総件数は707件と、R5年度とほぼ同数だった。 ・特に、保育園訪問も20件増加、電話相談が18件増加した。 ③相談年齢階層別件数 ・園児（3歳～学齢前）の相談件数の増加が顕著といえる。 ④経路別相談件数 ・経路別相談件数については、家庭・親戚、が最も多く、次いで学校等となった。 ⑤虐待について ・R5年度からR6年度にかけて、延べ相談件数が398件増加、相談実人数が20人増加した。 ・虐待ケースは継続支援が必要であり、簡単には終結できない複雑な要因があった。 ⑥令和5年度と令和6年度 児童虐待の区分別実人数の比較 ・区分としては、心理的虐待が多く、次いで身体的虐待が多い状況。この傾向はR5年度からR6年度にかけて変わっていない。 ・心理的虐待は、家庭内でのDV（ドメスティック・バイオレンス）が子ど

事務局	もの面前で行われた場合にカウントすることから多くなっている。子どもが複数いる場合は全員をカウントしている。 ⑦主な虐待者 ・虐待者については、実父が55%、実母が40%となっている。 ⑧被虐待児童の年齢 ・0～3歳未満が20%、3歳～学齢前が18%、小学生42%、中学生14%、高校生5%となった。 ・近年ではDV等による警察との連携が必要なケースも増えている。 ⑨虐待通告経路 ・R6年度は、保健所・医療機関・警察などからの通告がR5年度から増加した。 相談状況年次推移 平成27年度から令和6年度までの10年間における相談状況年次推移について、資料（相談状況年次推移）に基づき説明 (4) 令和6年度茅野市の進行管理実績等について 資料に基づき説明 I 進行管理ケース『登録期間』の状況（令和6年度末） ・2年以上進行管理しているケースが、全ケースの3割弱となっており、長年にわたって支援が必要なケースを多く抱えている状況がある。 II 進行管理『格付』の割合（令和5年度末、令和6年度末） ・要対協で進行管理するケースは、ケースの状況により『A』、『B』、『C』、『施設入所・里親委託』のいずれかの格付を付けている。 令和6年度は、令和5年度に比べ、格付Aケースの割合が増加した。この背景には、新規ケースの増加や、格付Bで進行管理していたケースが格付Aになる場合、一旦終結後の再受理ケースがあったことが理由と考えている。 III R5年度・R6年度 新規ケース：相談種別と年齢分布の状況 ・令和5年度、令和6年度ともに、0歳と、19歳以上の新規受理件数が多くなった。 ここでの「19歳以上」は、特定妊婦として受理しているケースになる。 特定妊婦として出生前から関わりを持ちながら、出生後も、出生した0歳の子を進行管理しているケースが多くある。 IV R5年度・R6年度 新規ケース：児童虐待の種類と年齢分布の状況 ・児童虐待で受理した新規ケースは、幼児期から学童期では身体的虐待とネグレクトが多くなった。 - 一方、0～3歳と中学生以上では、心理的虐待が多くなっている。 V 令和6年度登録終結ケース（計81件）終結理由、登録期間 ①終結理由 令和6年度に登録終結したケースは、81件あった。 この81件の内、47件が『支援の結果の改善・緩和』が理由で終結となり、
-----	--

	もっとも多くなった。 ②登録期間 1か月未満で終結したケースから、5年以上の登録から終結したケースもあり、ケースによって、登録期間にバラつきがあると考えている。
座長	意見質問等あるか。→なし
事務局	～上記により、議事については非公開～（傍聴者なし）
児童相談所長	(5) 令和7年度要対協における多種多様な事例について
座長	(6) 諏訪児童相談所から
座長	(7) 各関係機関の現状と課題の報告
健康福祉部長	(8) その他
健康福祉部長	5 総括
	6 閉会
	～午後3時24分 会議終了～